## ○多可町手数料一覧表

	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
屋外	屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の規定に基づく許可申請手数料		
	はり紙・はり札	100枚につき 300円	
		100枚未満であるとき、又は100枚に満たな	
		い端数があるときは、これを100枚とする。	
	看板並びに広告板及び広告塔(ネオンサインその他電飾	5平方メートル未満のもの	
	設備を有するものを含む。以下同じ。)によるもの	1 枚又は1基につき 1,000円	
		5平方メートル以上10平方メートル未満	
		のもの	
		1枚又は1基につき 2,000円	
		10平方メートル以上のもの	
		1枚又は1基につき 3,000円	
		ただし、15平方メートルを超えるものは、	
		3,000円に15平方メートルを超える 5 平方	
		メートル又はその端数ごとに、1,000円を	
		加算した額とする。	
	アーチによるもの	1 基につき 4,000円	
	宣伝車	1 台につき 2,000円	
	アドバルーン	1個につき 800円	
	電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	
	標識利用広告物	1個につき 300円	
	車体利用広告物	1個につき 300円	
	広告幕	1 枚につき 300円	
	立看板	1個につき 300円	
	のぼり・旗	1個につき 300円	
	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき	
		300円	